

教職課程に関する自己点検・評価の実施方法

1. 基本的な考え

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」(令和3年文部科学省令第25号)の公布・施行に伴い、本学教職課程の自己点検・評価の仕組みを構築する。本学教職課程における自己点検・評価は、「国立大学法人筑波大学における内部質保証の実施方針等について」(令和5年7月6日学長決定)に基づき、グローバル教師力開発推進室がその任を担い、行うこととする。

教職課程における自己点検・評価は定められた自己点検・評価の項目・観点について実施する。本学教職課程は、一部を除き、全学的に編成されているため、大学全体レベルでの自己点検・評価を行うこととする。なお、学群における、人間学群教育学類で対応している小学校教諭一種免許状課程、人間学群障害科学類で対応している特別支援学校教諭一種免許状(5領域:視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)課程、医学群看護学類で対応している養護教諭一種免許状課程も、同基準に基づいて自己点検・評価を行うこととする。

2. 内容・方法

- (1) 教職課程の自己点検・評価活動は、原則として毎年度実施し、結果を公表する。ただし、項目の内容に応じて、実施時期を変更できるものとする。
- (2) 自己点検・評価項目については、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)の内容を踏まえ、グローバル教師力開発推進室において決定する。
- (3) 自己点検・評価活動は、点検・評価項目及び観点に関するルーブリックに基づき三基準(Excellent, Minimal, Defect)の評価を行う。

3. 自己点検・評価の項目

(1) 教育理念・学修目標

- ①教員の養成の目標及び目標を達成するための計画の策定状況
- ②教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

(2) 授業科目・教育課程の編成実施

- ①教職課程の体系性・編成状況
- ②教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
- ③ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
- ④教職課程の学びの質保証のための取り組み(キャップ制等を含む)
- ⑤教職課程の充実・見直しの状況
- ⑥個々の授業科目の到達目標の設定状況
- ⑦シラバスの作成状況
- ⑧アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
- ⑨個々の授業科目の見直し状況
- ⑩教職実践演習及び教育実習等の実施状況

(3) 学修成果の把握・可視化

- ①成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
- ②成績評価に関する共通理解の構築
- ③教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況
- ④成績評価の状況

(4) 教職員組織

- ①教員の配置の状況
- ②教員の業績等
- ③職員の配置状況
- ④FD・SDの実施状況
- ⑤授業評価アンケートの実施状況

(5) 情報公表

- ①学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
- ②学修成果に関する情報公表の状況
- ③教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

(6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

- ①教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
- ②学生に対する履修指導の実施状況
- ③学生に対する進路指導の実施状況

(7) 関係機関等との連携

- ①教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
- ②教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
- ③学外の多様な人材の活用状況